

(認定臨床微生物検査技師 (CMTCM) 未取得者用)
2025 年度 感染制御認定臨床微生物検査技師 (ICMT) 資格取得申請の手引き

感染制御認定臨床微生物検査技師制度協議会 会長 松本 哲哉

1. 目的

感染制御認定臨床微生物検査技師制度は、医療関連の感染制御に貢献できる感染制御認定臨床微生物検査技師 (Infection Control Microbiological Technologist: ICMT) の育成を図り、ICD、ICN 等と協調して質の高い効果的な感染制御を国民に提供することを目的とする。

2. 申請資格

- (1) 認定臨床微生物検査技師の受験申請をすること。
- (2) 医療関連の感染制御に関する活動実績があること。
- (3) 所属施設長の推薦があること。
- (4) 感染制御に関する研修プログラムに参加し、30 研修単位以上を取得していること。

資格審査基準単位

分類	項目	単位数	備考
学術集会参加	協議会加盟団体主催の全国学術集会	10	
	同上地区、都道府県学会	3	
	上記以外の団体主催の全国学術集会	8	
	同上地区、都道府県学会	3	
	感染症、化学療法に関する国外学会	10	
	その他 (細則 1)	3	
学術集会・論文・著書発表	学会・研究会における発表 (一般演題) : 筆頭	8	学術集会参加とは別に取得 依頼原稿、シンポジウム、 精度管理事業報告等は不可
	同上 : 共同	3	
	論文 (原著、症例報告) 発表 : 筆頭 (細則 1)	10	
	同上 : 共同	5	
	その他の論文、技術解説、総説 : 筆頭	5	
	同上 : 共同	3	
	著書発表 : 筆頭	5	
同上 : 共同	3		
講習会参加	講習会、研修会の参加または発表		
	講習会 (受験・更新に関する細則 2)	10	
	その他 (受験・更新に関する細則 2)	3	
	厚生労働省委託 院内感染対策講習会	10	
	認定臨床微生物検査技師・ICMT 合同講習会	5	
	ICD 制度協議会が主催する ICD 講習会	5	
	ICMT 協議会が推薦するセミナー、講習会、 教育プログラムへの参加	3	更新単位としてのみ認定する
教育活動	協議会主催の教育活動等 (講師・実務委員等)	5	協議会所属 7 団体で微生物学関連 のものに限る
	臨床検査技師養成施設における教育活動	5	

3. 申請書類一式の入手

申請に必要な書類一式 (認定申請書 1, 2, 3, 4) は、日本臨床微生物学会ホームページ (<https://www.jscm.org/>) からダウンロードする。

4. 申請手続き

- (1) 認定臨床微生物検査技師受験申請に関わる書類一式を同封する。
- (2) 記入済みの申請書類一式を整え、原本とコピー 1 部の併せて 2 部を簡易書留・レターパックプラスまたは宅配便で送付する。

- (3) 表書きに“認定検査技師・ICMT 資格取得申請書類在中”と朱書する。
 ※申請料 5,000 円は申請時ではなく、認定後に登録料と一括して振り込むこと。

5. 申請書類

- (1) ICMT 認定申請書 (ICMT 認定申請書 1)
 ※協議会からの通知は、原則、勤務先に郵送されるので、施設名だけでなく所属部署まで記載すること。
 (2) 病院感染制御活動記録証明書 (ICMT 認定申請書 2)
 (3) 施設長の推薦状 (ICMT 認定申請書 3)
 (4) 研修単位取得申請書 (ICMT 認定申請書 4)

6. 申請受付期間

2025 年 6 月 1 日～30 日 (消印有効)

7. 申請書類送付先 (必ず「簡易書留・レターパックプラスまたは宅配便」とする)

〒141-0022 品川区東五反田 4-7-25 TY ビル 3 階
 日本臨床微生物学会事務局 ICMT 協議会

※表書きに“認定検査技師・ICMT 資格取得申請書類在中”と朱書すること。

8. 審査方法

ICMT 審議会委員が、提出された申請書類と認定試験結果を合わせて資格審査を行う。

9. 審査発表

認定臨床微生物検査技師試験終了後 1 か月以内に可否の結果を郵送で通知する。

10. 認定登録

資格取得審査の合格者は認定料 15,000 円 (申請料 5,000 円, 登録料 10,000 円) を納付後, ICMT の登録を行い, 認定証が交付される。

なお, 登録は合格通知後 1 か月以内を期限とする。

11. 認定料の送金先

振込先銀行名：三井住友銀行目黒支店
 口座番号：(普) 6739181
 名 義：認定検査技師制度係

12. その他

- (1) 提出書類は、すべて A4 判の大きさに提出すること。
 (2) 本制度は更新制 (5 年) である。
 (3) 提出書類, 申請料は受理・受領後, 如何なる理由があっても返却しないので注意すること。
 (4) 資格登録後, 登録料は如何なる理由があっても返却しないので注意すること。
 (5) 本制度に関し不明な点は, 日本臨床微生物学会事務局まで文書にて問い合わせること。
 (6) 認定臨床微生物検査技師資格を有する者の ICMT 申請は 9 月に受付を行う。

以 上